

役員報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人いなほ会（以下「法人」という）の改正定款第8条（評議員の報酬等）及び、第21条（役員の報酬等）に定める評議員及び役員の報酬等及び交通費等の支給について必要な基準を定める。

（定義）

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

（成立要件）

第3条 この規程の成立は、当法人の評議員会の承認を要件とする。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

（理事等の報酬）

- 第5条 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
 - 3 業務執行理事を選定した場合の報酬は、別表6により報酬及び交通費を支払うことができる。勤務条件に変更があった場合は、その職務や勤務形態等を考慮し、報酬及び交通費の変更を理事会で決定し、評議員会で決議する。
 - 4 理事長（非常勤専従）については、別表8により報酬及び交通費等を支払うことができる。

（監事の報酬）

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

（実費弁償費）

第7条 通信費、資料印刷費等の費用として実費相当を支払うことができる。

（出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第9条 職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

- 2 副業を禁止されている公務員等が役員等を兼務する場合は、本人の申し出により役員等報酬を辞退することができる。但し、交通費は支給する。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第10条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときには、別表4により報酬及び交通費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第11条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表5により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬等の支払い及び税の源泉徴収)

第12条 報酬及び旅費、交通費については現金でその都度支給する。税は源泉徴収とする。

- 2 理事長に命を受けて同月に複数回勤務する場合は、月払いとする。税は源泉徴収とする。
- 3 前項の支払いは、毎月末締切、翌月25日(当日が金融機関休業日の場合はその前営業日)に原則として指定の口座に振り込む。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改正)

第14条 この規程の改正は評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、評議員会の承認を経て、平成30年4月1日から施行する。

平成31年4月1日 改定

令和3年7月1日 改定

別表1(第4条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	日額 3,000 円	別表7による
評議員会出席報酬等	日額 3,000 円	

別表2(第5条及び6条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事及び評議員業務報酬等	日額 3,000 円	別表7による
監事報酬等	日額 3,000 円	

別表3(第8条関係)

名 称	日 当	旅 費
日当及び旅費	日額 5,000 円	実費相当

別表4(第10条関係)

名 称	報 酬	交通費
報酬及び交通費	日額 3,000 円	別表7による

別表5(第11条関係)

名 称	報 酬	交通費
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 3,000 円	別表7による

別表6(第5条関係)

名 称	報 酬	交通費・旅費
業務執行理事報酬及び交通費	月額 150,000 円	いなほ会就業規則に準ずる

・報酬には、月5～12回程度の出勤、在宅勤務、定例理事会等の出席を含む

別表7(交通費支給基準)

役員等の自宅までの距離	1日につき
10km未満	500 円
10km以上	1,000 円

別表8(第5条関係)

名 称	報 酬	交通費・旅費
理事長報酬及び交通費	月額 200,000 円	いなほ会就業規則に準ずる